

神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第9・10弾）



申請時によくあるお問い合わせ

- Q 1** 確定申告書類の控えに税務署の收受日付印が押印されておらず、e-Taxの受信通知（メール詳細）もありません。売上高方式（下限額以外）や売上高減少額方式で申請できますか。
- A 1** 確定申告書類の年の「納税証明書（その2所得金額用）」を併せて提出してください。
- Q 2** 時短要請期間中に新規開店した店舗は協力金の対象となりますか。
- A 2** 通常の営業時間など交付要件を全て満たしていることが確認できれば協力金の対象となりますが、実態を確認するために、追加の資料の提出を求められることがあります。なお、1日当たりの協力金の額は下限額となります。
- Q 3** 店舗内で飲食部門以外の売上がありますが、飲食部門以外の売上も売上高に含めて申請してもよいですか。
- A 3** 原則として、飲食部門以外の売上高は除外して申請してください。ただし、飲食部門に付随するものである場合や、飲食物の提供を行わなければ単独では成立しがたいものである場合等により、当該飲食部門と切り離して飲食部門以外の事業を単独で行うことが困難であり、営業時間短縮要請の影響を必然的に受ける場合は、申請の売上高に含めていただいて構いません。
- Q 4** 飲食部門とそれ以外の部門と併せてサービスを提供していることから、飲食部門とそれ以外の部門を区分して売上帳等に記帳することができません。どのように飲食部門の売上高を計算すればよいですか。
- A 4** 提供するサービスの性質上、売上帳等に飲食部門を区分して計上することが困難な場合に限り、原則として令和元年（平成31年）又は令和2年の4月、5月における1週間分のレシートや伝票等により、店舗全体の売上高から飲食部門の売上高の割合を計算し、店舗の月別の売上高から飲食部門の売上高を算出することを認めます。

Q 5 酒類提供停止の要請から休業しており、5月の売上高が大幅に下がりました。同一店舗の申請において、第9弾は売上高方式、第10弾は売上高減少額方式で申請することはできますか。

A 5 売上高方式と売上高減少額方式は併用することが可能です。なお、第9弾の時短要請期間内に要請内容の変更があった区域（横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）の店舗は、4月20日から4月27日までの期間と、4月28日から5月11日までの期間でも、売上高方式と売上高減少額方式を併用して申請することが可能です。

Q 6 大企業ですが、新規開店特例で申請できますか。

A 6 売上高減少額方式のみ申請可能です。なお、大企業の場合は、電子申請による開店特例の申請ができませんので、郵送申請で申請をお願いします。

Q 7 交付申請額算定シートに売上高等を入力した結果、1日当たりの交付申請額に千円の単位が出てきましたが、申請書の交付申請額の欄にはどのように記入すればよいですか。

A 7 申請書の交付申請額の欄は「万円」単位となっていますので、千円の単位を記入する際には、小数点を用いて記入してください。例として、交付申請額算定シートの1日当たりの交付申請額の欄に「45,000円」と表示されている場合には、申請書には「4.5万円」と記入してください。